

監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 時：令和7年4月25日（金）

3 監査実施期間及び現地調査箇所

（1）監査実施期間

令和7年3月14日から同年4月25日まで

（2）現地調査箇所

東部地区センター、山室中部地区センター、蜷川地区センター、
新保地区センター（新保文化会館）、熊野地区センター（富南会館）、
月岡地区センター

東部公民館、山室中部公民館、蜷川公民館、新保公民館、熊野公民館、
月岡公民館

4 監査の概要

（1）対象部局及び所属

ア 市民生活部 地域コミュニティ推進課

地区センター（17箇所）

総曲輪、八人町、五番町、柳町、清水町、星井町、堀川、堀川南、光陽、
東部、山室、山室中部、太田、蜷川、新保（新保文化会館）、
熊野（富南会館）、月岡

イ 教育委員会事務局 生涯学習課

公民館（17箇所）

総曲輪、八人町、五番町、柳町、清水町、星井町、堀川、堀川南、光陽、
東部、山室、山室中部、太田、蜷川、新保、熊野、月岡

(2) 対象期間

令和6年度

(3) 対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

イ 財産の管理事務について

ウ 給与関係（超過勤務手当等）について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

(1) 地区センター

ア 領収した現金について、金銭出納員又は金銭分任出納員ではない自治振興事務職員が金融機関への払込みを行っていたため、改善を図られたい。（新保）

イ 領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。（星井町、山室、熊野、富南会館）

ウ 金銭管理簿において、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。

（ア）9月分の金銭管理簿を作成していなかった。（八人町）

（イ）おでかけ定期券の払込未済額を金銭管理簿に記載していなかった。（八人町）

エ 施設の使用承認について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。

（ア）開館時間外の申請であるにもかかわらず、規則に定められた開館時間の変更にかかる手続きを行わずに当該使用を承認していた。（新保文化会館、富南会館）

（イ）施設の使用承認を受けた者が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに変更前の使用承認書を添えて市長に申請し、その承認を受けなければならないとされているが、キャンセル等の使用承認事項の変更が生じた際に条例施行規則に基づく手続きがされていないものが複数見受けられた。

(新保文化会館、富南会館)

(ウ) 新保文化会館の附属設備(ワイヤレスマイク)使用料について、設備を9時から17時まで使用した場合、条例施行規則に基づき、「9時から12時まで、13時から17時まで」の2回分として算定すべきところ、1回分として算定しているものがあった。(新保文化会館)

オ 新保文化会館使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書に減免の理由を証する書類を添えて富山市長に提出することとされているが、申請書に減免の理由が記載されていないものや、減免の理由を証する書類が添付されていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。(新保文化会館)

カ 備品(一般職員用椅子)について、備品台帳に記載していなかったため、改善を図られたい。(柳町)

キ 既に存在しない備品(アルミ梯子、アルミ脚立等)が備品台帳に記載されていたため、改善を図られたい。(清水町)

ク 公金の払込みのため出張した職員が、市内・県内等出張命令簿を作成しておらず、旅費が支払われていなかったため、改善を図られたい。(太田)

(2) 公民館

ア 領収した現金について、即日又は翌日までに指定金融機関等へ払い込まれていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。(総曲輪、柳町、清水町、星井町)

イ 公民館使用料の算定について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。

(ア) 会議室等の使用料は、使用時間に応じて、富山市公民館条例に定める「使用時間区分による金額」により算定しなければならないが、13時から17時の使用であるにもかかわらず、「9時～12時」の「使用時間区分による金額」により算定しているものがあった。(五番町)

(イ) 冷暖房期間以外の使用であるにもかかわらず、冷暖房加算を行っているものがあった。(総曲輪)

ウ 公民館の使用承認について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。

(ア) 開館時間外の申請であるにもかかわらず、規則に定められた開館時間の変更にかかる手続きを行わずに当該使用を承認していた。(光陽)

(イ) 施設の使用承認を受けた者が使用承認事項の変更をしようとするときは、速やかに変更前の使用承認書を添えて市教育委員会に申請し、その承認を受けなければならないとされているが、キャンセル等の使用承認事項の変更が生じた際に条例施行規則に基づく手続きがされていないものが複数見受けられた。(八人町、五番町、清水町、星井町、東部、熊野)

エ 会計年度任用職員の年次有給休暇処理について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。

(ア) 休暇を取得する際、庶務事務システムにおいて、所長の決裁を受けていな

いものがあった。(月岡)

(イ) 庶務事務システムに勤務形態を誤って登録したため、年休取得時間数が過小となっていた。(月岡)